

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ請求は慎重に

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則として65歳からですが、希望すれば60歳～64歳の間でも繰上げて年金を受けることができます。

しかし、年金を受けようとする年齢によって、一定の割合で年金額が減額されます。一度繰上げ請求をすると、65歳になっても年金額が元に戻るわけではなく、生涯減額された年金を受けることとなります。(繰上げ支給)

また、希望すれば66歳以降からでも繰下げて受けることができ、受給開始年齢により一定の割合で増額された年金額を受けることもできます。(繰下げ支給)

繰上げ・繰下げ支給とも次のような制限があります

●繰上げ支給

- ①一度繰上げ請求をすると取り消すことはできません。
- ②障害基礎年金、寡婦年金は原則として受けられません。
- ③遺族厚生(遺族共済)年金とは、65歳までの間は選択になります。65歳からは両方とも受けられません。

- ④特別支給の老齢厚生(退職共済)年金は支給停止になります。ただし、生年月日が昭和16年4月2日以降の人は、一定の額が減額されますが併給できます。
- ⑤厚生年金、共済組合に加入すると支給停止になります。(昭和16年4月1日以前生まれの人が対象)
- ⑥請求後は、高齢任意加入はできません。

●繰下げ支給

- ①昭和12年4月1日以前生まれの人で、厚生年金加入期間がある人は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰下げ請求をしなければなりません。昭和12年4月2日以降生まれの人は、老齢基礎年金の繰下げ支給は廃止され、老齢基礎年金のみ繰下げ請求ができます。
- ②振替加算も同時に繰下げになりますが、増額にはなりません。
- ③65歳に達した時、又は達した日以後に老齢・退職を支給事由とするもの以外(例えば遺族厚生年金)の受給権者であった場合は、繰下げ請求はできません。

例》40年間保険料を納めた場合
(年金額は平成16年度年額)

繰上げ支給 減額

- ①60歳6カ月で老齢基礎年金を請求した場合
794,500円×73%=580,000円(年額)
- ②63歳8カ月で老齢基礎年金を請求した場合
794,500円×92%=730,900円(年額)

繰下げ支給 増額

- ①66歳5カ月で老齢基礎年金を請求した場合
794,500円×111.9%=889,000円(年額)
- ②67歳3カ月で老齢基礎年金を請求した場合
794,500円×118.9%=944,700円(年額)

▼問い合わせ先＝

住民課 国民年金係
☎ 9127
宇都宮西社会保険事務所
☎ 028 (622) 4222

■昭和16年4月2日以後に生まれた方の繰上げ・繰下げ請求の支給率 (数字は%)

年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
繰上げ支給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
繰下げ支給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6
	70歳	142	〈70歳以降142%は変わりません〉									

※繰上げ・繰下げ支給を希望するときは、1カ月単位で支給率が異なります。

■昭和16年4月1日以前に生まれた方の繰上げ・繰下げ支給の減増率 (年金額は平成16年度年額)

年齢	年金額	支給率	減額率	増額率	
繰上げ支給	60歳	460,800円	58%	42%	
	61歳	516,400円	65%	35%	
	62歳	572,000円	72%	28%	
	63歳	635,600円	80%	20%	
	64歳	707,100円	89%	11%	
繰下げ支給	65歳	794,500円	100%		
	66歳	889,800円			12%
	67歳	1,001,100円			26%
	68歳	1,136,100円			43%
	69歳	1,303,000円			64%
70歳	1,493,700円			88%	

※繰上げ・繰下げ支給を希望するときは、1年単位で支給率が異なります。